

令和3年(ワ)第24006号 差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被 告 株式会社MOMOX

## 訴えの追加的変更申立書

令和4年6月23日

東京地方裁判所民事第8部乙合議係 御中

原告訴讼代理人弁護士 岩 田 修



同 本 間 紀 子



同 堀 川 直 資



頭書事件について、原告は、訴状記載の請求の趣旨及び請求の原因に、以下の請求の趣旨及び請求の原因を追加する（訴えの追加的変更）。

### 第1 訴えの追加的変更後の請求の趣旨

1. 被告は、消費者との間で、会員契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない

記

(1) 英語試験ライティングセンター規約において、

ア 会員が会員資格を抹消された場合に返金は認めないとの意思表示

イ 退会時の返金は認めないとの意思表示

- ウ 一度納入した金額は返金できないとの意思表示
- エ 会員に発生した損害が被告の重過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告の損害賠償責任を当該会員が直接被った損害を上限とするとの意思表示
- オ 会員に発生した損害が被告の軽過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告が損害賠償責任を負わないとの意思表示
- カ 支払後のキャンセルを受け付けないとの意思表示
- キ 会員が会員資格を抹消された場合、当該会員が被告に対して保有するすべての権利を抹消するとの意思表示
- ク 入会金を除く支払済みの金額について、被告が認める理由がある場合を除き、返金しないとの意思表示

(2) 日本ライティングセンター規約において、

- ア 被告が会員との契約を解除した際に返金はないとの意思表示
- イ 会員が会員資格を抹消された場合に返金は認めないとの意思表示
- ウ 退会時の返金は認めないとの意思表示
- エ 一度納入した金額は返金できないとの意思表示
- オ 会員に発生した損害が被告の重過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告の損害賠償責任を当該会員が直接被った損害を上限とするとの意思表示
- カ 会員に発生した損害が被告の軽過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告が損害賠償責任を負わないとの意思表示
- キ 支払後のキャンセルを受け付けないとの意思表示
- ク 会員が会員資格を抹消された場合、当該会員が被告に対して保有するすべての権利を抹消するとの意思表示
- ケ 入会金を除く支払済みの金額について、被告が認める理由がある場合を除き、返金しないとの意思表示

2. 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄せよ
3. 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとれ
4. 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 訴えの追加的変更にかかる請求の原因

原告は、訴えの追加的変更に関して、訴状記載の「請求の原因 第4」ないし「請求の原因第6」に、以下の請求の原因を追加する。

### 請求の原因

第3 英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの会員契約における権利抹消条項が消費者契約法第8条1項1号、同項3号及び第9条1号に違反すること（訴えの追加的変更後の請求の趣旨1.（1）キ、同（2）ク）

1. 被告が消費者との間で使用している令和4年6月1日付英語試験ライティングセンター規約（甲第14号証）には、下記の通り定められている（以下「権利抹消条項」という。）。

#### 記

「資格を抹消する場合、その会員が弊社に対して保有するすべての権利を抹消するものとします。」（規約6条2項）

2. 被告が消費者との間で使用している令和4年6月1日付日本ライティングセンター規約（甲第16号証）には、下記の通り定められている（以下「権利抹消条項」という。）。

## 記

「資格を抹消する場合、その会員が弊社に対して保有するすべての権利を抹消するものとします。」（規約6条2項）

### 3. 消費者契約法第8条1項1号、同項3号違反であること

(1) 消費者契約法8条1項1号及び同項3号は、事業者の債務不履行あるいは消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により、消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とすると規定している。

上記権利抹消条項は、会員資格の抹消に伴い、被告に対して保有するすべての権利が抹消される旨の規定である。会員資格継続中に、被告に債務不履行あるいは不法行為が認められる場合には、会員は被告に対して損害賠償請求を行うことができるが、権利抹消条項は、会員の損害賠償請求権を抹消するものと定めていることから、被告の損害賠償責任の全部を免除する条項として機能している。

(2) そのため、権利抹消条項は、消費者契約法8条1項1号及び同項3号に抵触する不当条項と解される。

### 4. 消費者契約法第9条1号違反であること

(1) 消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めは、これらを合算した額について、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められている（消費者契約法第9条1号）。

(2) 権利抹消条項は、被告に会員資格の抹消の権限があることを前提としているが、これはいわば、被告による会員契約の解除であると解されることから、消費者契約法第9条1号の適用がある。

(3) 権利抹消条項により、会員は支払済みの金銭についての返還請求権も抹消されることとなり、会員資格の抹消の時期にかかわらず、一切の返還が受けられなくなる。返還が受けられなかった金銭は、実質的には解除に伴う損害賠償の予定又は違約金の定めに該当するものであると解されるところ、会員資格の抹消が契約直後である等、時期によっては被告に損害がなく、支払われた金銭全額に相当するだけの損害が被告に生じておらず、返金すべき場合があり得ることから、権利抹消条項は消費者契約法第9条1号により、平均的な損害の額を超える部分は無効となる。

第4 英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの会員契約における不返還条項が消費者契約法第9条1号に違反すること（訴えの追加的変更後の請求の趣旨1. (1) ク、同(2) ケ)

1. 被告が消費者との間で使用している令和4年6月1日付英語試験ライティングセンター規約（甲第14号証）には、下記の通り定められている（以下「本件不返還条項」という。）。

記

「お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません。」（規約14条4項）

2. 被告が消費者との間で使用している令和4年6月1日付日本ライティングセンター規約（甲第16号証）には、下記の通り定められている（以下「本件不返還条項」という。）。

記

「お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません。」（規約14条4項）

### 3. 消費者契約法第9条1号違反であること

- (1) 本件不返還条項は、法令の定めまたは被告が認める理由がある場合を除き、返金しない旨の規定であり、返金を認めるか否かについて、被告が判断することとなっており、一見すると返金がなされる場合があるかのような規定といえる。もっとも、被告の平均的損害の算定基準によっては、実質的に、返金がなされなくなることもあります、その場合、平均的損害を超える損害賠償の予定又は違約金の定めに該当することとなる。
- (2) 契約の解除の時期によっては被告に損害が生じておらず、返金すべき場合があり得ることから、本件不返還条項は消費者契約法第9条1号により、平均的な損害を超える部分は無効となる。

### 第5 英語試験ライティングセンター、日本ライティングセンターの会員契約における判断権限付与条項が消費者契約法第10条に違反すること（訴えの追加的変更後の請求の趣旨1. (1) ク、同(2) ケ)

1. 被告が消費者との間で使用している令和4年6月1日付英語試験ライティングセンター規約（甲第14号証）には、下記の通り定められている（以下「本件判断権限付与条項」という。）。

記

「お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません。」（規約14条4項）

2. 被告が消費者との間で使用している令和4年6月1日付日本ライティングセンター規約（甲第16号証）には、下記の通り定められている（以下「本件判断権限付与条項」という。）。

記

「お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除くお支払い済みの

金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません。」（規約14条4項）

### 3. 消費者契約法第10条違反であること

(1) 消費者契約法10条は、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって（以下「第一要件」という。），民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（以下「第二要件」という。）は、無効とする。」と規定している。

(2) 英語のライティングの添削サービスにかかる会員契約は、民法上の準委任契約または、これに類似する無名契約に該当する。そして、準委任契約について、準委任者（本件会員契約においては、会員）は原則として、いつでも任意に会員契約を解除することが認められる（民法656条、651条1項）。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性質上、会員がいつでも任意に会員契約を解除することが認められると解される。

会員契約を解除した場合には、役務の提供を受けていない期間あるいは添削を受けていない回数に相当する対価の支払いは不要であり、返金を受けられることとなる。

(3) 本件判断権限付与条項は、入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由がある場合を除き、返金しません、と規定しており、返金を認める場合について、被告に判断権限を与える旨の規定である。

会員契約を解除した場合には、その解除の時期によっては返金を受けられる場合があるが、被告においては後述の通り（第6）の被害実態が認め

られることから、規約上はあたかも返金が認められる場合があるかのような記載となっていても、被告が返金を認める可能性は低く、実質的には返金がなされないことがうかがわれ、結局、被告による恣意的な運用を許容する規定であるに過ぎず、一切の返金がなされない恐れもある。

これは、会員の不当利得返還請求権を制限するものといえることから第一要件を満たす。会員は不当利得返還請求権の行使により、本来返還されるべきであった金銭の返還が受けられなくなるのであるから、本件判断権限付与条項は消費者の利益を一方的に害する規定であるといえ、第二要件を満たす。

4. そのため、本件判断権限付与条項は、消費者契約法10条に抵触する不当条項と解される。

## **第6 被害実態からして被告が消費者契約法8条から10条までに規定する消費者契約の条項を含む意思表示を行うおそれがあることについて**

被告においては、以下の通りの被害実態が認められる。本件訴訟提起後、被告は、幾度となく、規約を変更しており、被告における規約変更手続が容易であることが伺われる。そのため、訴状の請求の趣旨及び請求の原因記載の各条項は既に変更されたとはいえ、本件訴訟終了後、被告が再度規約を変更し、改めて同様の条項を使用する蓋然性が非常に高く、訴状記載の各条項についても消費者契約法12条3項の差止請求権の要件を満たすことは明らかである。

### **1. 被告が、消費者に対し、多数の違約金等請求訴訟を提起していること**

- (1) 原告が、東京簡易裁判所に対し、被告が原告又は被告となっている訴訟事件の有無等について、弁護士会を通じて照会を行ったところ、2017年4月1日から2022年1月28日までの間に、被告が消費者に対して訴訟提起をした件数が合計31件にのぼることが判明した（甲第17号証）。

原告代理人らにおいて、これら 31 件の記録を閲覧した結果は、概ね、以下のとおりである（別紙閲覧結果一覧表参照）。なお、同一人を被告とする訴訟が 3 件あるため（取下げ後の再提訴や、移送決定取消し後の再立件等による），上記期間内に被告より提訴された消費者の数は 28 名である。

(2) 上記 31 件は全て被告が提訴したものであるが、その請求内容についてみると、利用規約に基づく違約金請求やキャンセル料請求のみならず、不法行為に基づく損害賠償請求が相当数含まれている。また、後述するとおり、訴訟外で損害賠償請求を行っている事案が複数確認された。

ア まず、利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求は、12 件あった（別紙閲覧結果一覧表 3 番、5 番～10 番、14 番、15 番、19 番、28 番、29 番）。

具体的には、フリートライアルを無料で受講するためには添削内容を返却した日から 5 日（120 時間）以内にフィードバックをすることを条件としたうえ、当該条件に反した場合には違約金として 3000 円あるいは 1 万 8000 円（違約金の額は時期によって異なっている）に消費税を加算した金額を支払うとの利用規約の定めを根拠とした請求である。

後述するとおり、併せて不法行為に基づく損害賠償請求を行っている事案が散見される（別紙閲覧結果一覧表 14 番、15 番、19 番）。また、訴訟外で損害賠償請求を行っている事案もあった（別紙閲覧結果一覧表 7 番、29 番）。

イ 利用規約に基づく違約金請求としては、他に、試験結果の報告義務違反を理由とするものが 1 件あった（別紙閲覧結果一覧表 13 番）。

ウ また、利用規約に基づくキャンセル料の請求は、11 件あった（別紙

閲覧結果一覧表1番，2番，4番，10～12番，16番，21番，24番，25番，27番）。

具体的には、消費者が利用規約記載のキャンセル料（申込みからの経過時間に応じた割合により算出される金額）を任意に支払わなかつたために、被告がキャンセル料の支払いを求めて提訴したものである。

こちらも、併せて不法行為に基づく損害賠償請求を行っている事案が散見されるほか（別紙閲覧結果一覧表4番，16番，21番），訴訟外で損害賠償請求を行っていることがうかがえる事案が複数あった（別紙閲覧結果一覧表24番，25番，27番）。

エ そして、消費者に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行ったものが、訴訟提起後に取り下げたものも含めると14件ある（別紙閲覧結果一覧表4番，14番～23番，26番，30番，31番）。

被告が消費者による違法行為であると主張する内容は、消費者が利用規約に定める期限までに違約金やキャンセル料を支払わなかつたことのほか、住所や職業の虚偽記載、未成年者による詐術、多数回の架電行為、名誉毀損行為である。

もっとも、住所の虚偽記載といつても、都道府県以下の記載や番地以下の記載、マンション名と部屋番号を単に省略したもので、いずれも悪意があつてデタラメな住所を記載したという事案ではないし、職業の虚偽記載についても、公務員という申告自体に虚偽はない事案であった。

(3) 次に、請求額についてみると、フィードバック違反の違約金やキャンセル料の額自体は3240円～1万9800円と比較的低額ではあるが（併せて手続費用を請求している事案もある），不法行為に基づく損害賠償として請求している額は、1万0800円～30万円と事案によつて幅があるものの、大半が10万円以上の請求となつてゐる。

(4) さらに、消費者の主張や、提出されている証拠から、被告が訴訟外で

損害賠償請求をしている事案が複数確認できた。特に最近は、訴訟外で請求する事案が増えているようである。

具体的には、被告から、5万円あるいは約20万円の支払いを条件として訴訟を取り下げる旨のメールが送信されてきたと答弁書に記載があるものや（別紙閲覧結果一覧表7番、25番），被告が提訴後に、消費者に対し、裁判外の和解として取下げを希望する場合は12万円あるいは20万円を支払うよう請求したメールや通知書が、証拠提出されているものがあった（別紙閲覧結果一覧表24番、27番、29番、30番）。

なかには、当初は損害賠償として3万円を請求していたものの、消費者から3万円での示談に応じると返答があるや、示談金33万円の請求に切り替える事案もあった。なお、当該事案は、消費者が33万円での示談を拒んだため、その後、被告が、損害賠償として21万円の支払いを求めて提訴するに至っている（別紙閲覧結果一覧表18番）。

(5) なお、訴訟の終局事由は訴えの取下げか、請求棄却となっているケースが大半であるが、被告が請求を断念したわけでも、また、全く弁済を得られなかったというわけでもなく、訴訟記録を閲覧した限りでは、訴えられた消費者のほとんどが、訴訟外で支払いをしていることがうかがえた。

2017年4月1日から2022年1月28日までの間に、実際に被告が東京簡易裁判所に提訴するに至った事案は31件・28名であるが、その背後には、誰にも相談することができず、訴訟提起前に任意に支払いをした消費者が相当数存在するものと推測される。

## 2. 被告が訴状及び本申立書記載の各条項を含む意思表示を今後も行うおそれがあること

(1) 消費者契約法12条3項の「現に行い又は行うおそれがあるとき」と

は、現実に差止めの対象となる不当な行為がされていることまでは必要がなく、不当な行為がされる蓋然性が客観的に存在している場合であれば足りるとされている（京都地裁平成21年9月30日判決 判タ1319号262頁等）。判例の中には、事業者が当該契約条項を使用する予定がないことを明言しているか否かを判断要素としているものがあるが（最高裁平成29年1月24日 民集71巻1号1頁、福岡高裁平成27年7月28日 金商1477号45頁），被告からそのような意思表示もない。

- (2) 上記の通り、被告は、消費者に対し、「利用規約に基づくキャンセル料、または違約金請求」の他、「不法行為に基づく損害賠償請求」等の名目で金銭を請求するもの、訴訟外において「5万円あるいは約20万円の支払いを条件として訴訟を取り下げる旨のメールを送信」「裁判外の和解として取下げを希望する場合は12万円、あるいは20万円を支払うよう請求」という、被告の利用規約に記載のある金額以上の高額な金額を、利用規約の定めに反したことを契機として請求していることが認められる。
- (3) また、被告はオンラインで添削サービスを提供しており、契約手続も全てオンラインで完結する仕組みをとっている。したがって、利用規約改定の都度、紙ベースでの再印刷が必要となることもないため、利用規約の変更が極めて容易な環境にある。被告のウェブサイトにアップロードすれば足りるのであって、現に、本件訴訟提起後、本日時点までの約9か月間に、既に9回も規約の変更を行っている。被告が消費者に対して訴訟提起した事件の記録を閲覧すると、被告は多数の従業員をかかえる事業者ではなく、被告代表者一人あるいはごく少人数で事業を行っていることがうかがわれることからしても、被告における規約変更手続に歯止めがかからず、容易に規約変更がなされるおそれがある。

(4) 現に、被告は訴訟における請求原因を基礎づけるために利用規約を変更している様子が伺われる。すなわち、当初の利用規約（甲第3号証14条19項、甲第5号証 14条27項）においては、登録情報の不正確、不足等（番地や部屋番号の未入力）があった場合、たんにサービスを提供しない旨記載されていたところ、令和3年10月27日付改定と被告が主張する利用規約（乙第1号証、乙第2号証）においては、登録情報の不正確、不足等に対しては違約金12,000円を支払うものと改定されている（乙第1号証 14条19項、乙第2号証 14条27項）。これは、損害賠償請求を見越して利用規約を変更したものであることがうかがわれる（別紙閲覧結果一覧表30番）。

(5) 被告の利用規約においては、従来規定されていた違約金の定めこそ削除されたものの、23項目にもわたる禁止事項を定めており（乙第16号証 5条1項各号、乙第17号証 5条1項各号），23号は「その他弊社が当該会員の行為として不適切であると認めた行為」と、包括的な規定となっている。被告が消費者に対して訴訟提起した事件の記録を閲覧したところでは、消費者が禁止行為違反を行ったため、被告において通常業務を止めて、これに対応したことにより、損害を受けたとする不法行為に基づく損害賠償請求が4件ほど認められ（別紙閲覧結果一覧表17番、18番、20番（31番）、30番），被告が禁止行為違反に名を借りて消費者に不当な損害賠償請求を行っている実態がうかがわれる。

(6) さらに、被告が消費者に対して訴訟提起した事件の記録を閲覧したところでは、被告の利用規約が消費者契約法9条1号、10条に反し無効であるとの消費者の主張を被告が争っているものが散見される。

(7) かかる被告の対応や事業実態に鑑みると、本件訴訟係属中に利用規約が変更されたとしても、あくまで本件訴訟係属中に限った一時的・暫定

的なものに過ぎず、本件訴訟終了後に、消費者が支払った金員の返金を行わなかったり、自己の損害賠償責任を否定する内容に再度利用規約を変更すること、あるいは、利用規約を変更しなくとも何らかの理論に名を借りて返金を拒んだり、自己の損害賠償責任を否定する可能性は甚大である。

(8) そのため、被告が、訴状及び本申立書記載の各条項及び同趣旨の条項を今後も、使用する（あるいは事実上使用する）おそれがあることは明らかであり、被告が利用規約を変更したとしても、請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

## 第7 本件訴訟が不当訴訟に該当しないこと

被告は、本件訴訟係属前に規約を変更していた（令和3年10月27日付で改定した）旨、再三にわたり、主張しているが、被告の利用規約（甲第3号証、甲第5号証）には改定日の記載がないことは明らかである。被告は、顧問弁護士に相談したところ、利用規約の改定日を記載する法的義務はないとの回答を得たため記載していなかったと主張するが、契約日によって適用される利用規約は変わってくるのであるから、後日、紛争とならないように利用規約の改定日を記載することは一般的に行われていることであり、本件訴訟係属前に規約が変更されていたか疑わしい。仮に被告の当該主張を前提としても、被告が本件訴訟係属時の規約であると主張する令和3年10月27日付規約（乙第1号証、乙第2号証）においては依然として消費者契約法上の問題が認められる状況にあったものである。

そもそも、原告は、被告の本店所在地に宛てて、令和3年2月3日、同年3月10日、同年9月6日、と3回にわたって書面を送付しているが、いずれの書面に対しても被告から何ら回答がなかったことから訴訟提起に至ったものである。差止請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものと

みなす（消費者契約法41条2項）とされていることからしても原告の手続に何の落ち度もないことは明らかである。被告代表者が在宅勤務のため、2020年からオフィスを使用していなかったと主張するが、そうであれば郵便物の転送を申し込んでおけばよいだけのことであって、書面に対する回答をしなかったことは被告の落ち度であって、やむを得ず訴訟提起に至った本件訴訟について、何ら不当訴訟との誹りを受ける謂れはない。

また、本件訴訟提起後、被告は、本日時点までに9回も規約の変更を行っている。訴状の請求の趣旨記載の条項は次第に消費者契約法上の問題が解消されてきてはいるものの、原告がこれまで準備書面で主張してきた問題点について被告が対応したに過ぎないのであるから、仮に口頭弁論終結時点において、規約に消費者契約法上の問題点がなくなったとしても、翻って本件訴訟提起が不当訴訟に該当することはない。

以上

別紙閲覧結果一覧表

事件番号（東京簡裁）	請求内容	請求金額		提訴日	終局年月日	終局事由	備考
		提訴時	変更後				
1 平成28 (ハ) 第 41595 号	利用規約に基づくキャンセル料請求	16,848		平成28年12月28日	平成29年4月18日	原告勝訴	
2 平成30 (ハ) 第 38074 号	利用規約に基づくキャンセル料請求	17,356	17,309	平成30年11月22日	平成31年2月13日	和解 35,155円	
3 平成30 (ハ) 第 39925 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	4,016		平成30年12月14日	平成31年1月16日	訴え取下げ	
4 平成30 (ハ) 第 39926 号	利用規約に基づくキャンセル料請求 不法行為に基づく損害賠償請求 (住所の虚偽記載～不完全な住所)	12,960 10,800 0	12,960 0	平成30年12月14日 平成30年12月18日	平成31年2月19日 平成31年2月5日	和解 1万 15,295円	
5 平成30 (ハ) 第 40216 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	4,171		平成30年12月18日	平成30年12月27日	訴え取下げ	
6 平成30 (ハ) 第 40217 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	3,850		平成31年1月10日	令和元年5月8日	訴え取下げ	
7 平成31 (ハ) 第 10515 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	3,240	127	平成31年1月10日	令和元年5月8日	訴え取下げ	
8 平成31 (ハ) 第 11426 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	3,240		平成31年1月22日	平成31年2月5日	訴え取下げ	
9 平成31 (ハ) 第 11834 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	3,240		平成31年1月25日	令和元年7月18日	原告勝訴	
10 平成31 (ハ) 第 18720 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求	3,240		平成31年4月5日	平成31年4月24日	訴え取下げ	
11 令和1 (ハ) 第 27383 号	利用規約に基づくキャンセル料請求	22,680					
12 令和1 (ハ) 第 35479 号	利用規約に基づくキャンセル料請求	12,960		令和元年7月3日	令和元年9月26日	請求棄却	
13 令和1 (ハ) 第 36795 号	利用規約に基づく試験結果の報告違反の違約金請求	5,400		令和元年10月3日	令和元年11月14日	認諾	
14 令和1 (ハ) 第 45552 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求 不法行為に基づく損害賠償請求 (違約金の不払い)	14,300		令和元年12月25日	令和2年1月9日	訴え取下げ	
15 令和2 (ハ) 第 16956 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求 不法行為に基づく損害賠償請求 (違約金の不払い)	3,300		令和2年3月13日	令和2年4月8日	訴え取下げ	
16 令和2 (ハ) 第 17471 号	利用規約に基づくキャンセル料請求 不法行為に基づく損害賠償請求 (キャンセル料の不払い)	23,100 0	23,100 0	令和2年3月18日	令和2年4月15日	原告勝訴	
17 令和2 (ハ) 第 20016 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (職業の虚偽記載～公務員?)	150,000	20,000	令和2年4月15日	令和2年10月21日	訴え取下げ	
18 令和2 (ハ) 第 20477 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (住所の虚偽記載～音楽・号なし)	210,000	減縮不同意	令和2年4月24日	令和3年3月5日	請求棄却	①3万円を支払ったらどうなるのか との消費者からの質問に対し、回答を希望する場合に11,000円の支払いを要すると回答 ②消費者が3万円で示談に応じると連絡すると、示談金330,000円でなければ応じないと回答

事件番号(東京簡裁)	請求内容	請求金額		提訴日 変更後	終局年月日	終局事由	備考
		提訴時	変更後				
19 令和2 (ハ) 第 22732 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違約金請求 不法行為に基づく損害賠償請求 (未成年者による詐称)	3,300	3,300	令和2年6月9日	令和2年10月19日 和解 7万		
20 令和2 (ハ) 第 22792 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (住所の虚偽記載～徳島県のみ)	100,000	80,000	令和2年6月10日	令和2年11月2日 移送決定 一再立件(31番)		
21 令和2 (ハ) 第 24359 号	利用規約に基づくキャンセル料請求 不法行為に基づく損害賠償請求 (キャンセル料の不払い)	23,100	23,100	令和2年6月26日 0	令和3年2月19日 請求棄却	消費者において訴訟係属中に 23,100円を支払っている。	
22 令和2 (ハ) 第 24582 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (多數回の架電による営業妨害)	140,000	107	令和2年6月29日 令和3年4月12日	請求棄却	消費者において訴訟係属中に 10,000円を支払っている。 ※関連訴訟：11番	
23 令和2 (ハ) 第 27332 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (虚偽の連絡)	15,000		令和2年7月22日 令和3年1月26日	請求棄却	消費者において訴訟係属中に 15,000円を支払っている。	
24 令和2 (ハ) 第 33404 号	利用規約に基づくキャンセル料請求	13,200		令和2年9月15日 令和3年3月2日	令和3年3月2日 請求棄却	消費者において、提訴したとの通 知を受けて13,200円を支払っている。 なお当該通知には裁判外の和 解を希望する場合は200,000円を振 り込むよう記載あり。 消費者は、控訴された3円について も弁済している。	
25 令和2 (ハ) 第 40142 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (名譽毀損)	28,160		令和2年11月17日 令和3年11月12日	原告勝訴 請求棄却	答弁書に「裁判を取り下げ、和解 をする場合は、約20万円を支払 え」との記載あり。	
26 令和3 (ハ) 第 18544 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (名譽毀損)	300,000		令和3年3月23日 令和4年1月26日	請求棄却	※控訴棄却	
27 令和3 (ハ) 第 25863 号	利用規約に基づくキャンセル料請求	14,960		令和3年6月3日 令和3年12月23日	令和3年12月23日 請求棄却	提訴後に、裁判外の和解を希望す るなら12万円を支払うよう請求し ている。 消費者において、提訴を受けて 14,960円を支払っているが、その 後も提訴に伴う違約金10万円の支 払を請求している。	
28 令和3 (ハ) 第 35946 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違 約金請求 申立手続費用の請求	19,800 3,313		令和3年8月10日 3,313	令和3年9月24日 訴え取下げ	答弁書に請求額の内2,000円を支払 う旨の記載あり。 当該消費者に対して再度訴訟提起 している(29番)。	
29 令和3 (ハ) 第 38011 号	利用規約に基づくフィードバック違反の違 約金請求	19,800	17,800	令和3年9月27日 17,800	令和4年2月3日 訴え取下げ	提訴後、裁判外の和解を希望する 場合には12万円を支払うよう請求 している。 なお、提訴を受けて、消費者にお いて2,000円を支払っている。 ※関連訴訟：28番	
30 令和3 (ハ) 第 39286 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (住所の虚偽記載～マンション名と部屋番 号の記載なし)	12,000		令和3年10月8日 12,000	令和4年2月9日 訴え取下げ	提訴後、裁判外の和解を希望する 場合には12万円を支払うよう請求 している。	
31 令和3 (ハ) 第 60070 号	不法行為に基づく損害賠償請求 (住所の虚偽記載～徳島県のみ)	20,000		令和3年1月28日 20,000	令和3年8月25日 請求棄却	※関連訴訟：20番 なお、提訴日欄記載の年月日は移 送決定の取消日	